

令和 8 年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度（一般分）について

意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、中低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、県庁に申請してください。

◆ 対象者の条件

基準日（令和 8 年 7 月 1 日）現在、次の要件を満たしている方

(1) 生徒が**私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍していること**

(2) **保護者（学校教育法第 16 条に定める子に対して親権を行う者）等が兵庫県在住であること。**
（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）

(3) **以下の所得要件のいずれかに該当すること**

①**生活保護世帯（生業扶助受給）**

②**保護者等の令和 8 年度の所得割額※が 0 円の世帯であること**

③**【専攻科のみ】保護者等の令和 8 年度の所得割額※が 105,500 円未満世帯または 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯であること**

※所得割額：保護者等全員の市町民税所得割及び県民税所得割の合計

ご注意

(1) 以下の場合は対象外です。

①生徒が平成 26 年 3 月以前に高等学校等に在籍していた場合

②生徒が令和 8 年 7 月 1 日現在高等学校等に在籍していない場合

③生徒が令和 8 年 7 月 1 日現在高等学校等を休学している場合

④保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

⑤保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合

⑥保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合

(2) 高校生一人につき申請できる回数は 3 回（定時制・通信制は 4 回、専攻科は専攻科分として 2 回）まで。

(3) 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で 1 回（定時・通信制は追加で 2 回）申請可。

(4) 経済状況等の悪化により家計が急変し、上記の所得要件相当であると認められる場合は、奨学給付金（家計急変分）を申請してください。

(5) 外国籍生徒の方でも下記①～⑦のいずれかの要件を満たしていれば日本人生徒用の対象です。

①日本国籍を持っている方

②特別永住者

③永住者（法務大臣が永住を許可した者）

④日本人の配偶者、子、特別養子

⑤永住者・特別永住者の配偶者 or 永住者・特別永住者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留している方

⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方

⑦家族滞在で以下すべてを満たす方

- ・日本国内で出生または 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した
- ・日本の小学校と中学校を卒業した
- ・日本で就労して定着する意思がある

◆ **支給額**（家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。）

区分	支給額（年額）		
	全日制 定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯（生業扶助受給）	52,600 円	52,600 円	
所得割額 0 円の世帯	152,000 円	52,100 円	52,100 円
所得割額 105,500 円未満の世帯			10,420 円
所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満の 多子世帯（扶養する子が 3 人以上いる世帯）			10,420 円

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は加算支給があります（生活保護受給世帯は対象外）。

◆ **申請書の提出**

提出期限 **令和 8 年 10 月 31 日（土曜日）**

※期限を過ぎた申請は受付できません。郵送で提出の場合は期限日の消印有効。

提 出 先

補助金申請システムから電子申請を行ってください。

<https://a-hyogo.pref.hyogo.lg.jp/>



※補助金申請システムにログインするとマイページが開きます。

手続き一覧で以下の補助金申請を選択し、申請を行ってください。

必ず該当する世帯・在学課程を確認いただき、お間違えないようお願いします。

- ①【県外校 全日制・定時制・通信制・専攻科 **生活保護世帯**】私立高等学校等奨学給付金支給申請
- ②【県外校 専修・各種学校 **生活保護世帯**】私立高等学校等奨学給付金支給申請
- ③【県外校 全日制・定時制（生活保護世帯以外）】私立高等学校等奨学給付金支給申請
- ④【県外校 通信制（生活保護世帯以外）】私立高等学校等奨学給付金支給申請
- ⑤【県外校 専攻科（生活保護世帯以外）】私立高等学校等奨学給付金支給申請
- ⑥【県外校 専修・各種学校（生活保護世帯以外）】私立高等学校等奨学給付金支給申請

電子申請
マニュアル



（電子申請の対応が難しい場合：郵送による提出先）※持参による提出はご遠慮ください。

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県総務部教育課 奨学給付金担当 宛

※到着確認のお問い合わせにはお答えできません。郵送で提出到着を確認したい方は、特定記録や書留等による送付をお願いします。

◆ **AI チャットボット**

チャットボット

パソコンやスマートフォンから私立学校の補助制度について
テキスト形式で 24 時間 365 日お問い合わせできるサービスです。
制度等について質問がある場合、QR コードよりシステム画面を開き、
質問事項を入力してください。



必要書類

※書類の詳細は、「申請に必要な書類について」をご確認ください

※書類の不足や不備が例年多くあります。十分ご確認ください。

- ☐ 住民票 (R8.7.1 以降・世帯全員分・続柄・在留資格の記載があるもの)
- ☐ 在学証明書 (R8.7.1 時点・原則 県指定様式を使用)
- ☐ 申請者名義の通帳の写し
- ☐ 保護者等の税額等を証明する書類 (保護者等全員分)
- ☐ 個人対象要件証明書 (専攻科に在籍する場合のみ)
- ☐ 扶養親族申告書 (専攻科に在籍し所得割額 264,500 円未満の多子世帯の場合のみ)
- (☐ 郵送で申請時：申請書 (黒色のボールペンで記入))

郵送で2人以上の申請で、いずれも県庁に申請する場合、共通する添付書類（住民票や保護者の税額を証明する書類等）は1部のみの提出で構いません（学校申請者と県庁申請者、公立校と私立校といった場合は、それぞれに提出をお願いします）。

申請書様式の印刷が難しい場合は兵庫県ホームページの申請書様式依頼フォームに入力いただきますと申請書様式を送付いたします。

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、支給決定後、申請時に登録いただいた口座に振り込みます。不備のない申請を受理してから、2ヵ月程度で給付します。支給は原則として受付順で行いますが、書類の不足や記載内容の確認が必要な場合は、順番が前後することがあります。

- ・ **支給時期：令和9年3月末まで順次**（書類不備等があれば令和9年4月～5月となる場合があります。）

※支給時期をお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。支給の有無が決定しましたら、「交付決定通知」にてお知らせします。

- ・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定を取り消します。

申請に必要な書類について

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	生活保護世帯 (生業扶助受給)	生活保護世帯以外		
			全日制 定時制	通信制	専攻科
①世帯全員分の住民票(令和8年7月1日以降発行のもの) (記載なし：マイナンバー、記載あり：続柄、在留資格) (住民票記載事項証明は不可)	市(区町) 役場				
・申請者の世帯全員分		◎	◎	◎	◎
・【保護者等、対象生徒で、住所地が異なる者がある場合】 その者全員分の住民票（在寮証明書でも可）		△	△	△	△
②在学証明書（令和8年7月1日以降発行のもの） ・別添の「在学証明書」に、学校の証明(押印)を受けて提出してください。 <u>学校の様式の場合、必要事項（生徒氏名・生年月日・学年・課程・入学年月日・基準日（7月1日現在）高等学校等就学支援金の受給権の有無）の追記と押印が必要です</u>	高等学校等	◎	◎	◎	◎
③申請者名義の通帳の写し(昨年度と同一の口座の場合は省略可) ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの(キャッシュカードの写しでも可)。	申請者	◎	◎	◎	◎

④保護者等の収入を証明する書類（以下のいずれか）					
【生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯】 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(令和8年7月1日以降発行のもの) ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明(押印)を受けて提出してください(市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可)	福祉事務所	◎	—	—	—
【生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯】 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書 （令和8年7月1日以降発行のもの。 <u>保護開始が令和8年1月2日以降の場合は、別途、保護者等全員の令和8年度課税証明書・非課税証明書が必要となります。</u> ） ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—			—
【市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円の世帯(生活保護受給世帯を除く)】 保護者等全員の令和8年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」でも構いません。 ・「確定申告書」や「源泉徴収票」では受け付けられませんので、 <u>ご注意ください。</u>	市(区町)役場	—			—
【専攻科のみ】【市町民税所得割額及び県民税所得割額が105,500円未満世帯または264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯】 保護者等全員の令和8年度課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・ <u>専攻科の多子世帯(扶養する子が3人以上いる世帯)は必ず扶養親族数が記載されている課税証明書をご提出ください。</u> ・「確定申告書」や「源泉徴収票」では受け付けられませんので、 <u>ご注意ください。</u>	市(区町)役場	—	—	—	◎
⑤ 【専攻科のみ】個人対象要件証明書	高等学校等	—	—	—	◎
⑥ 【専攻科のみ】【市町民税所得割額及び県民税所得割額が264,500円未満の多子世帯の場合】 扶養親族申告書	申請者	—	—	—	△
⑦ 【郵送で提出の場合】 私立高等学校等奨学給付金支給申請書 (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者	△	△	△	△

漏れがないか確認の上、申請してください。

